

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年五月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

熊谷館林線	路線名
熊谷市新島字戸井下二〇番三地先 から 同市肥塚字道河原上一四〇五番一地先 まで	供用開始の区間
令和元年五月二十日 (午後二時)	供用開始の期日
令和元年五月十七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三八七〇・〇〇メートル	備考